

学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄

第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

別表第一 ※一部のみ掲載

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

210

日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会 報告

「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」（平成26年9月17日）【要旨抜粋】

3 報告の内容

(1) 社会の成熟化を背景として、大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになる中で、大学が授与する学位に付記する専攻分野の名称が多様化していることには一定の合理性が認められる。しかし、現状は過度の多様化と言わざるを得ず、この状況に関しては、以下の二つの視点で見直すことが必要と思われる。一つは、大学で担われる学問の普遍性という観点に照らして、学問分野の名称という観点から専攻分野の名称を再検証するという視点である。もう一つは、特定の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とする例が増加していることを踏まえ、それらに対して如何に適切な専攻分野の名称を付すのかという視点である。特に後者の視点を踏まえて以下の改善提案を示す。

① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を探る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。

② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。

③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。

④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

各大学には、以上を踏まえて学位に付記する専攻分野の名称を検証することを求めたい。特に、極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案するとともに、その際には(2)で述べる英文表記の在り方も併せて検討し、両者の整合性が確保されることを期待したい。

(2) 学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

① 「学士」に対する英文はBachelorとすること

② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること

③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

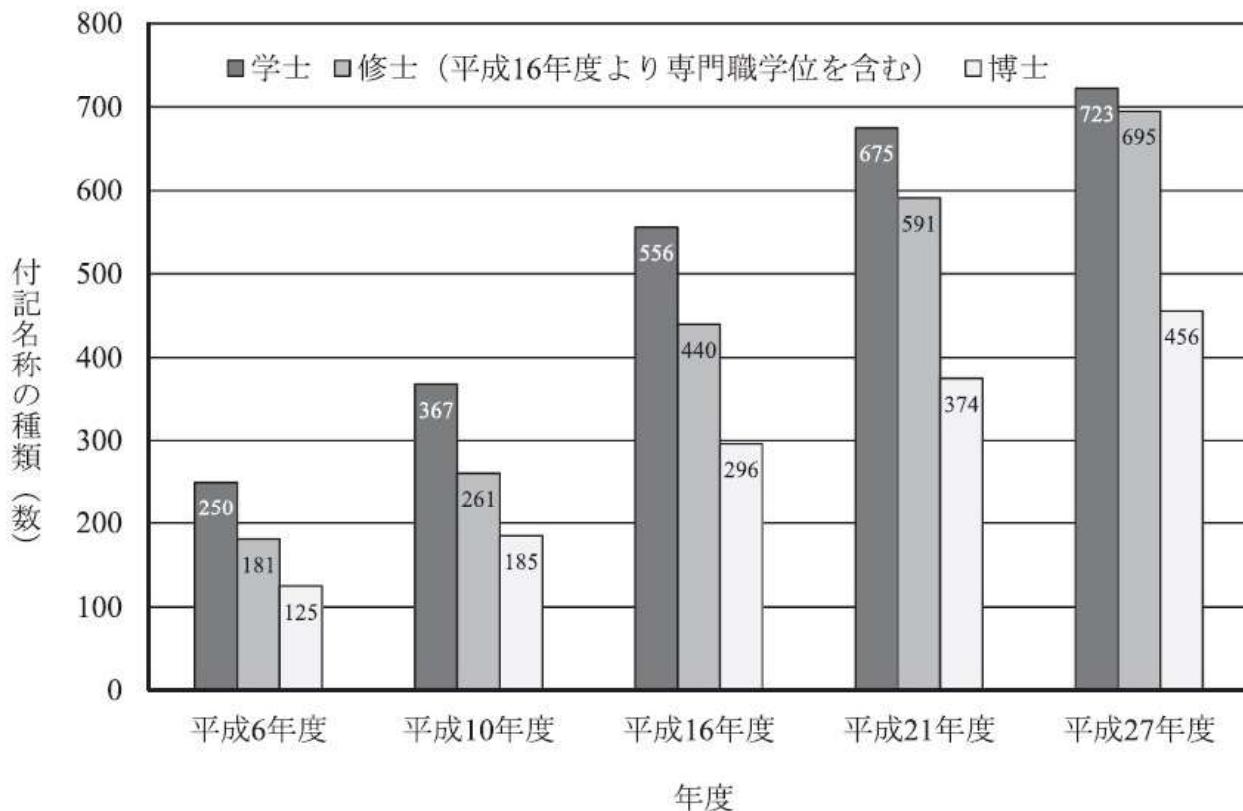
（① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。）

(3) 問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということである。各大学においては、適切な専攻分野の名称を付記することはもとより、学生の学修の内容に関する具体的な情報提供を充実し、教育課程の透明性を高めることが求められる。

大学教育の多様化が、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたことに鑑みれば、自らが開設する教育課程に関して、学位に付記する専攻分野の名称を決める責任は大学にある。学位とは、学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す、生涯にわたって担われる表象であることを踏まえ、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

211

付記名称の種類の課程別推移



出典：高橋望・森利枝 2018 「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造—平成27年度調査からみる現状と変動—」『大学研究』筑波大学大学研究センター, 45巻, pp.3-15.

212

専門分野/学位の名称・カテゴリの整理

学士課程 : 300分野以上 ⇒ 45分野

国家枠組み : 4つの主要学問領域(Domaine) (2014年1月22日付省令)

①芸術・文学・言語、②法律・経済・経営、③人文・社会科学、④科学・技術・保健

学士課程 : 45専門分野(Mention)

行政学	哲學	情報科学
法学	神学	人間社会科学応用数学・情報科学
経済学	社会科学	数学
経営学	人間科学、人類学、民族学	物理学
経済・経営学	言語学	化学
経済・社会福祉行政	情報通信	生命科学
政治学	美術	地球科学
保健衛生・社会福祉学	造形美術	生命地球科学
古典	舞台芸術	体育・スポーツ活動の科学技術
史学	音楽学	電子工学、電力工学、自動制御工学
美術史および考古学	文学	機械工学
地理および整備・開発	外国および地域の言語・文学・文化	土木工学
社会学	応用外国語	保健科学
心理学	文学、語学	科学技術
教育学		エンジニアリング科学

就業力養成を第一優先としていない学士については、プログラムで培われるコンピテンス内容の見える化→学位の価値を社会に示していくことが政策課題の一つ。

出典:野田文香(大学改革支援・学位授与機構)「フランスの高等教育における質保証システム改革」

(大学間連携の推進)

214

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ 大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
- ✓ 地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。

地域連携プラットフォームの構築

▶ 地域の国公私立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図る。

大学等連携推進法人の認定制度

▶ 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。

地域の国公私立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を創設。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

- 課題解決のために実行する事項
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
 - ✓ 人材育成、産業振興



- 議論することが考えられる事項
- ✓ プラットフォームの目標、方向性
 - ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン
- 地域の現状・課題等の共有
- ✓ 地域社会のビジョン等
 - ✓ 地域の高等教育の果たす役割
 - ✓ 人口動態、地域社会・産業構造

(一般社団法人) ○○地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教學上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教學上の大学間連携
連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣

議論の結果、大学等連携推進することも想定。

各法人が「社員」として参加



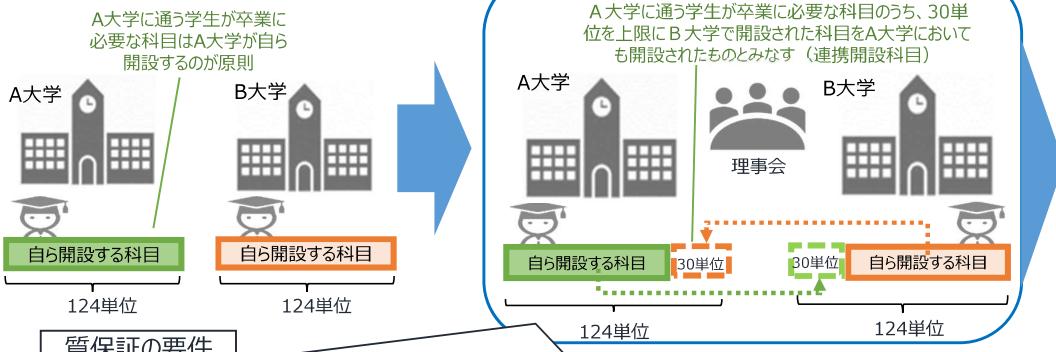
大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一貫的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表等

概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満した複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

＜連携開設科目のイメージ※学士課程の場合＞



得られる成果

①各大学の強みや特色を生かして、
・充実した教育プログラムの提供
・弱点分野の相互補完
・地域が求める人材等を連携して育成

②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
・きめ細かな指導や少人数教育の実施

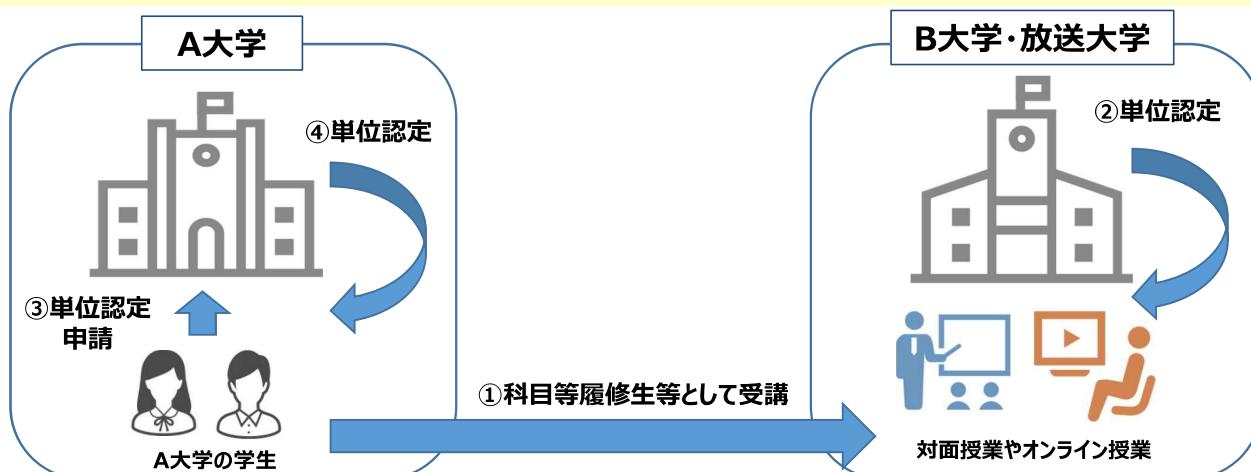
⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

- 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

216

他大学における学修を単位認定（単位互換）

- 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなしうる旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。
※大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能
- 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。
- 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

} を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適応するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。
→ 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。
- ✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を発出する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

（学生が質保証に参画する仕組み）

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位**で有効に機能している必要がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた
教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参考する
大学分科会の下（※）で作成し、各大学へ一括して示す。

（※）2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で
 「教学マネジメント特別委員会」を設置。

《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- | | |
|--|------------------------------|
| ○ 教育内容の改善
（カリキュラム編成の高度化） | ○ 教職員の資質の向上
（FD・SDの高度化） 等 |
| ○ 教育方法の改善
（シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用） | |

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する**。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、**大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する**。
- 情報によっては大学に新たに義務付けたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメント指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

《把握・公表すべき情報の例》

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ○ 入学者選抜の状況 | ○ 留年率・中退率 |
| ○ 卒業後の進路の状況
（就職率、就職先等） | ○ 教員一人当たりの生徒数 |
| ○ 学修時間 | ○ 履修単位の登録上限設定の状況 |
| ○ 学生の成長実感・満足度 | ○ 早期卒業や大学院への飛び入学の状況 |
| ○ 学生の学修に対する意欲 | ○ FD・SDの実施状況 等 |

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、**全国的な学生調査**や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることが必要。

220

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施**。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識等**について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和3年度については、本格実施に向けて**適切な調査対象や設問項目等の調査設計を固めることを目的**に実施。

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する**
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する**
- **学生一人一人が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする**

実施概要

【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学582校、短期大学157校

【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

【調査時期】

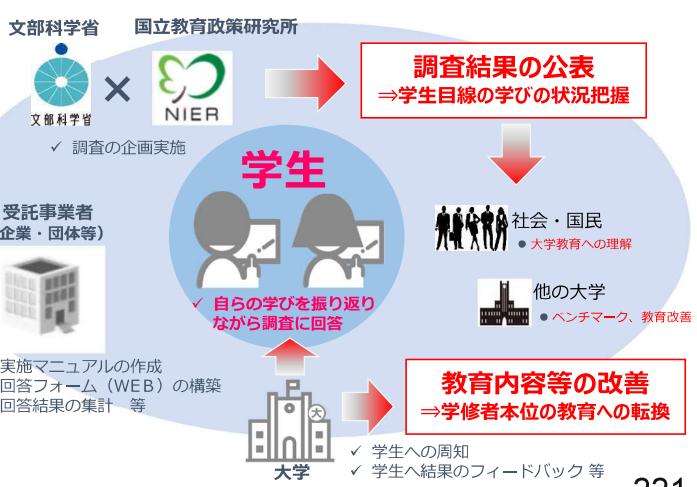
- 令和4年1月31日～2月28日
 （結果の公表：令和4年夏頃）

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等
 （選択式60問程度・記述式2問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」質問項目①

※赤字は第1回試行実施からの主な変更・追加項目

文部科学省では、学生の皆さん一人一人の学びの実態を把握し、大学教育を改善していくための「全国学生調査」を実施します。（この調査では短期大学も「大学」と表記します。）

いただいた回答は、匿名により個人が特定されない形で所属大学へ提供し、各大学の教育改善に活用していただきます。（本人以外はどなたが回答したか分かりません。）

この機会に、皆さんのお声をぜひ聞かせてください。（所要時間：約10分）

1. あなたが在籍する学部（学科）を選択してください。
2. 学部（学科）の分野を選択してください。（自動表示）
3. あなたの学年を選択してください。

問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどうくらいありましたか。
(選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった)

4. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
- 5. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。**
6. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
- 7. 予習・復習などの自主学習について授業やシラバスで指示があった。**
8. 教員以外にアシスタントなどが配置され、補助的な指導があった。
9. 小テストやレポートなどの課題が提出された。
※期末試験は除く
10. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。
11. グループワークやディスカッションの機会があった。
12. 教員から意見を求めるなど、質疑応答の機会があった。
13. 語学科目以外で、主に英語で行われる授業があった。

問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

(選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない)

- 14. 大学生活全般について相談する機会**
15. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目
 16. 研究室やゼミでの少人数教育
 17. 授業時間以外で、教員に質問や学習の方法を相談する機会

18. 授業時間以外で、他の学生と一緒に学習する機会

 19. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職・進学相談）
 20. 5日間以上のインターンシップ

21. 3ヶ月以上の海外留学・海外研修

22. 3ヶ月未満の海外留学・海外研修

23. 海外の大学等が提供するオンライン授業（オンライン留学）

24. オンラインで海外の大学等の学生と交流する機会

25. 学内で自分と異なる文化圏の学生と交流する機会

26. 図書館やアクティブラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。

(選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない)

27. 専門分野に関する知識・理解
28. 将来の仕事につながるような知識・技能
29. 文献・資料を収集・分析する力
30. 論理的に文章を書く力
31. 人に分かりやすく話す力
32. 外国語を使う力
33. 統計などデータサイエンスの知識・技能
34. 問題を見つけて解決方法を考える力
- 35. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力**
36. 多様な人々の理解を得ながら協働する力
37. 幅広い知識、ものの見方
38. 異なる文化に関する知識・理解

問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。

(選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない)

- 39. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。**
- 40. 大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている力（※）を理解している。**
※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
- 41. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。**
- 42. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。**
- 43. 大学での学びによって自分自身の成長を感じている。**
- 44. 知識やスキルを組み合わせて一つのものをつくり出す力が必要と感じている。**
- 45. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。**
- 46. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。**

222

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」質問項目②

問5 今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間は、それぞれどのくらいですか。

(選択肢：0時間、1~5時間、6~10時間、11~15時間、16~20時間、21~30時間、31時間以上)

47. 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む
- 48. 卒業論文・卒業研究・卒業制作**
49. 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く
50. 授業の予習・復習・課題以外の学習
（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）
51. 部活動／サークル活動
52. アルバイト／定職
53. 趣味／娯楽／交友
54. スマートフォンの使用 ※学習のために使用している時間は除く

問6 今年度の授業期間中にキャンパスへ通った日数は、1週間でそれ何日くらいですか。

(選択肢：0日、1日、2日、3日、4日、5日以上)

55. 前期（4月～9月）

56. 後期（10月～3月）

問7 昨年度と今年度に受けた授業のうち、次の授業形態の割合はそれぞれどのくらいですか。

(選択肢：①0割、②1~3割、③4~6割、④7~9割、⑤9割以上)

※昨年度（令和2年度）／今年度（令和3年度）それぞれについて回答

57. 同時双方向型オンライン授業の割合
（教員や他の学生と同時かつ双方向で質疑やディスカッションを行う授業）

58. オンデマンド型オンライン授業の割合
（あらかじめ録画された映像等を使用した授業）

問8 これまでに受けたオンライン授業（同時双方向型／オンデマンド型）の良かった点・悪かった点について、当てはまるものを全て選択してください。

(複数選択)

※同時双方向型／オンデマンド型オンライン授業それぞれについて回答

59. 対面授業と比べて良かった点

(選択肢：①授業が理解しやすい、②教員とのやりとりがしやすい、③他の学生とのやりとりがしやすい、④レポート等の課題に取り組みやすい、⑤自分のペースで学習しやすい、⑥自由な場所で授業が受けやすい、⑦講義形式の授業が受けやすい、⑧実験・実習形式の授業が受けやすい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けやすい、⑩当てはまるものはない)

60. 対面授業と比べて悪くなかった点

(選択肢：①授業が理解しにくい、②教員とのやりとりがしにくい、③他の学生とのやりとりがしにくい、④レポート等の課題が多い、⑤疲労を感じやすい、⑥映像・音声や通信環境により授業が受けにくい、⑦講義形式の授業が受けにくい、⑧実験・実習形式の授業が受けにくい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けにくい、⑩当てはまるものはない)

問9 大学での学びについて意見がありましたら教えてください。（自由記述）

問10 本調査について意見がありましたら教えてください。（自由記述）

質問は以上です。御協力ありがとうございました。いただいた回答の集計結果は、文部科学省ウェブサイトで公表（令和4年夏予定）しますので、ぜひ御覧ください。

（大学や社会に対して、個人が特定される形であなたの回答内容が公表されることはありませんので、御安心ください。）

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について① (令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要

✓ 論点1 全国学生調査の目的について

①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことを目的とする。

✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

①試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。

②第2回試行実施から短期大学を対象に加えることとする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

③実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。

④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

✓ 論点3 回答方法について

①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持する。

②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

✓ 論点4 質問項目について

①第2回試行実施の質問項目については、選択式50問程度と自由記述2問程度で構成する。

②第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

✓ 論点5 公表方法について

①試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準は集計を行う際の基準としてのみ用いる。

②本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う。なお、どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要である。

③試行実施の間においても、自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする。

✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

①試行実施を経て調査設計が固まり、本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討する。

②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

✓ 論点7 調査の実施主体について

・調査設計の検討・改善が必要な当面の間は、文部科学省が主体となって国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討する。

224

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について② (令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和2年8月1日～令和3年3月31日)

主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

座長 河田 悅一	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
小林 浩	小林 雅之	リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	清水 一彦	桜美林大学総合研究機構教授
高橋 哲也	高橋 哲也	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
田中 愛治	竹中 洋	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
千葉 吉裕	田中 愛治	早稲田大学総長
服部 泰直	千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
本山 和夫	高橋 哲也	島根大学長
両角亜希子	高橋 哲也	学校法人東京理科大学理事長
山田 礼子	竹中 洋	東京大学大学院教育学研究科准教授
	田中 愛治	京都府立医科大学学長
	千葉 吉裕	同志社大学社会学研究科・学部教授、高等教育・学生研究センター長
	本山 和夫	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	両角亜希子	早稲田大学総長
	山田 礼子	早稲田大学国際学術研究科教授
		大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
		京都府立医科大学学長
		同志社大学社会学研究科・学部教授、高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長・総括研究官

令和4年「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和4年1月13日～令和4年7月31日)

主な検討事項

- 令和3度「全国学生調査（第2回試行実施）」の調査設計及び調査結果の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

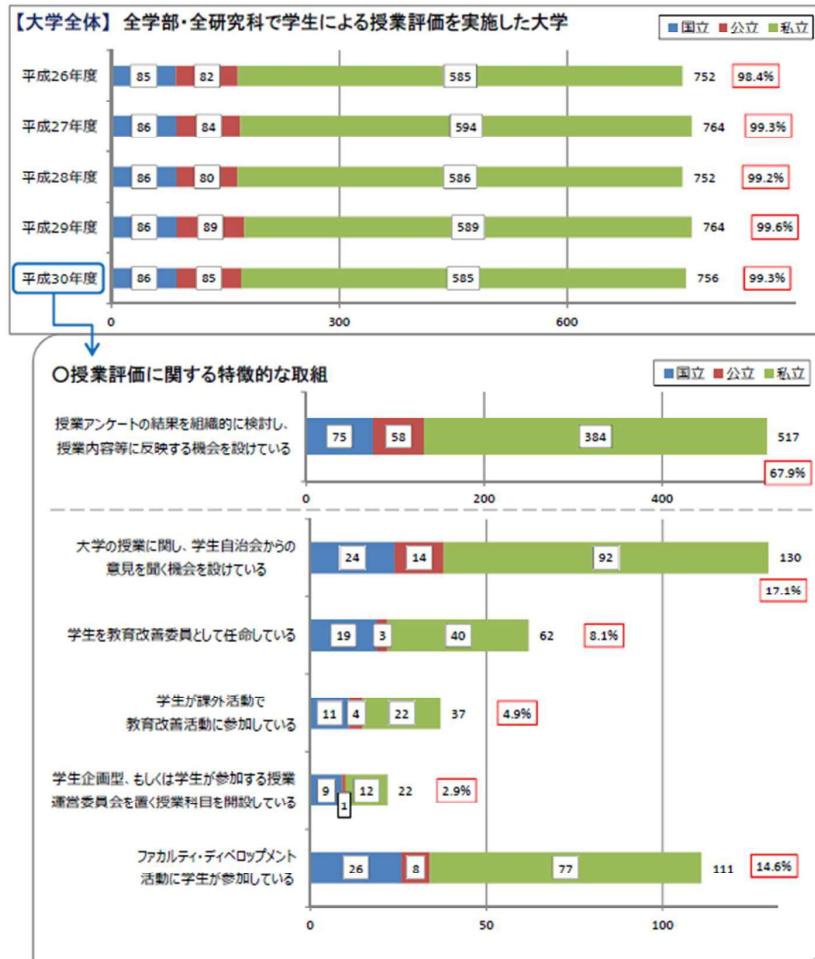
座長 河田 悅一	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
小林 浩	小林 雅之	リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	高橋 哲也	桜美林大学国際学術研究科教授
竹中 洋	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
田中 愛治	竹中 洋	京都府立医科大学学長
千葉 吉裕	田中 愛治	早稲田大学総長
服部 泰直	千葉 吉裕	前 公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
本山 和夫	高橋 哲也	島根大学長
両角亜希子	高橋 哲也	学校法人東京理科大学会長
山田 礼子	竹中 洋	東京大学大学院教育学研究科教授
	田中 愛治	同志社大学社会学研究科・学部教授、高等教育・学生研究センター長
	千葉 吉裕	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	本山 和夫	京都府立医科大学学長
	両角亜希子	早稲田大学総長
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長・総括研究官

225

学生による授業評価等に関するデータ



226

出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第5回）
資料4（林委員提出資料）（抄）

マンチェスター大学の例

●学生代表の意思決定への参画

Current members of the Board of Governors

The Board of Governors of The University of Manchester features 23 members, with a majority made up of individuals who are not employed by the University.

Membership of the board is divided into five categories:

- + Category 1: ex officio members
- + Category 2: lay members
- + Category 3: members of the Senate
- + Category 4: members of staff other than academic or research staff
- + Category 5: student member

理事会23人のうち1人が学生代表

●学生参画の多様な取り組み

全国共通以外にも大学独自のアンケート調査を実施

Student Surveys

Student Surveys, including Unit Surveys, NSS and PTES.

[Read more >](#)

Higher Education Achievement Report (HEAR)

Information about the HEAR.
[Read more >](#)

Your say for your uni microsite

The Your Say for Your Uni microsite contains information on how students can get involved in the University, and what has changed as a result.
[Read more >](#)

The Student Charter

Information about the Student Charter can be found here.
[Read more >](#)

Eポートフォリオ

自安箱と改善

学生と大学との協定

Student engagement in quality assurance and enhancement

Information about how students can feed into quality assurance and enhancement at the University.

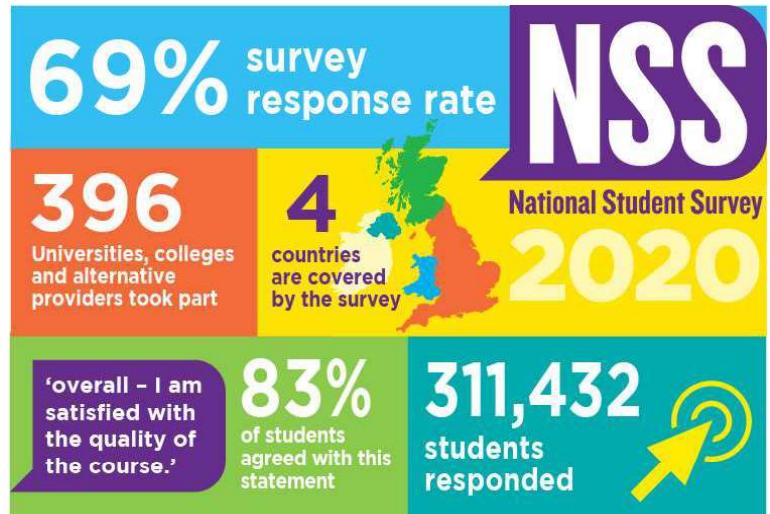
[Read more >](#)

内部質保証の取組みへの学生の参画

在学生への全国共通学生調査： National Student Survey

中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会（第5回）
資料4（林委員提出資料）（抄）

- ・ 英国全体の共通学生調査。
学生局Office for Studentsが実施。
- ・ 公的資金を受領している全ての高等教育機関の最終学年の学生31万人が回答。
- ・ 8領域27の質問（次ページ）。大学ごとにオプショナルの追加質問を付けることも可能。
- ・ 少人数コース以外の結果はDiscover Uniサイトにて公表（後述）。



（質保証を支える公財政支出）

高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

230

高等教育関係予算の推移【H16～R3年度】



(注1)H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。

(注2)私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。

(注3)日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。

(注4)復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。

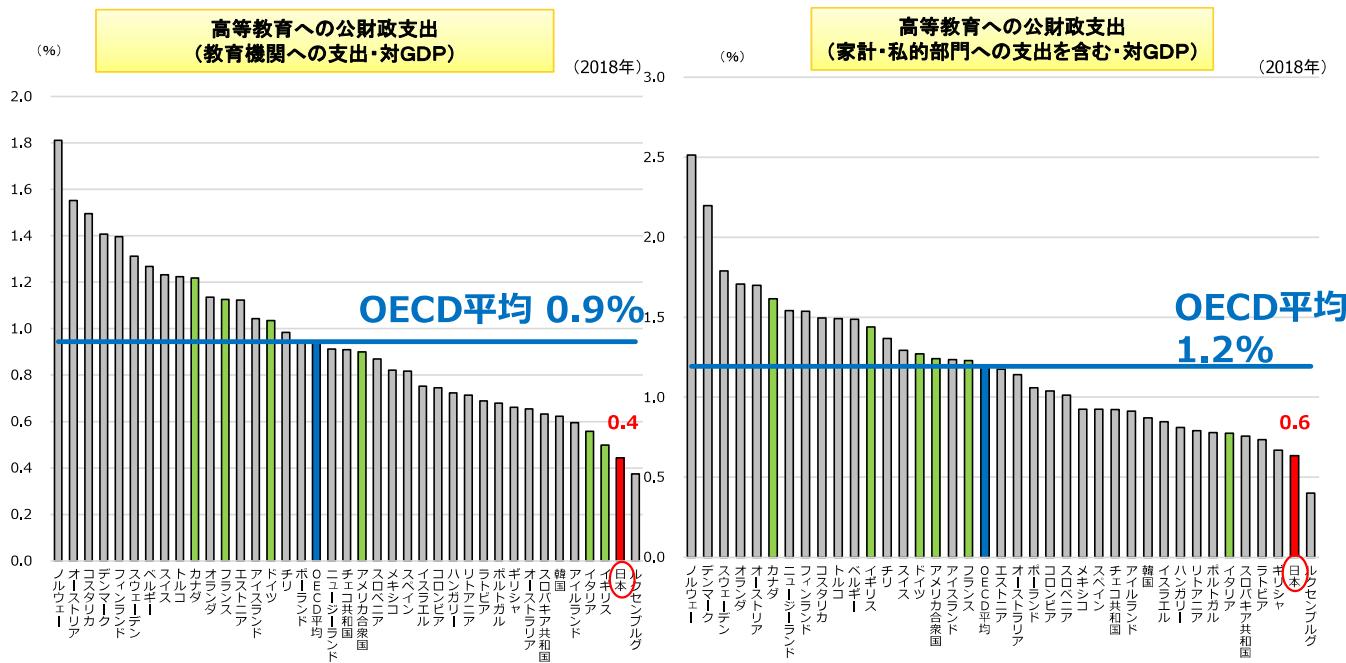
(注5)R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。

[R1年度: 国立大学法人関係: 30億円、私学助成関係: 78億円、その他: 57億円(船舶建造費)]
[R2年度: 国立大学法人関係: 28億円、私学助成関係: 38億円、その他: 57億円(船舶建造費)]

231

高等教育への公財政支出（対GDP比）

国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。



※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※分類不可（教育行政費等）を含まない。

注1：データはOECD加盟38カ国。

注2：「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。

注3：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。

注4：我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

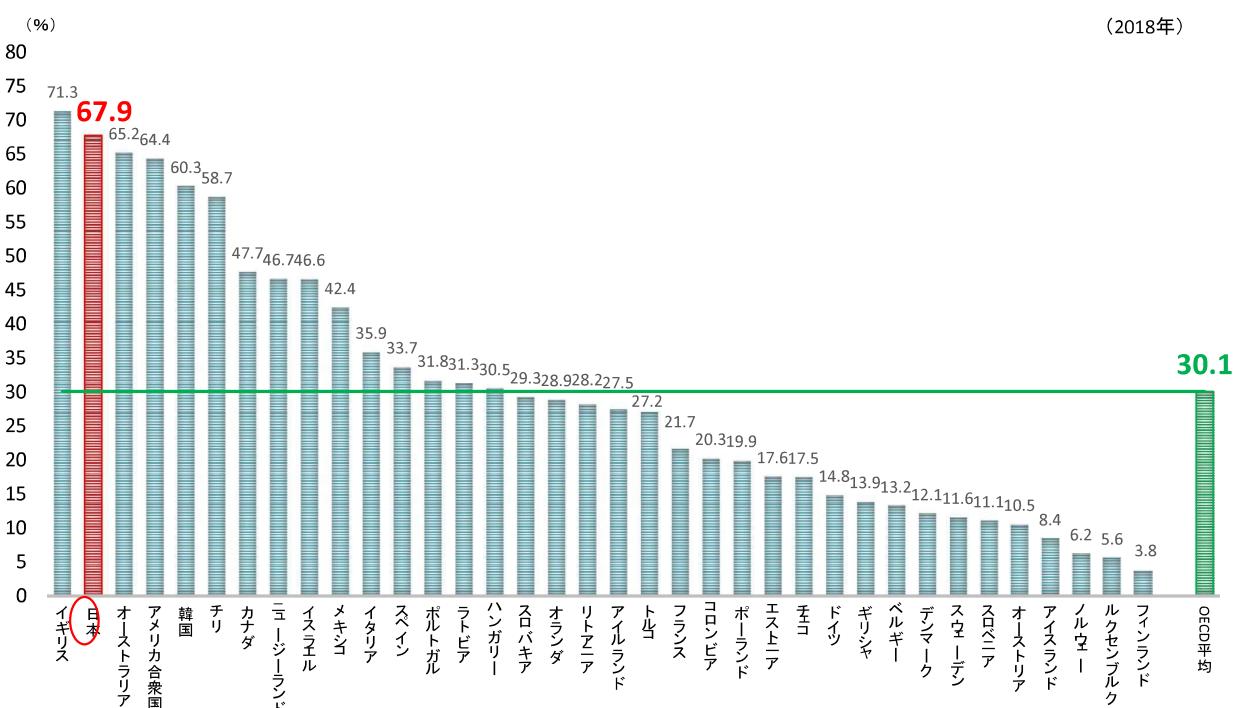
注5：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育2021)」

232

高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。



注1：OECD加盟38カ国の中、スイス、コスタリカを除く。

注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

注3：奨学金等の個人補助を含まない。

注4：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育2021)」

233

